（案）

稚内港湾合同庁舎等構内　除排雪業務委託契約書

１　契　約　名　　稚内港湾合同庁舎等構内除排雪業務委託

２　作 業 内 容　　仕様書のとおり

３　予 定 数 量

	稚内港湾合同庁舎	高層気象観測放球場
作業員	５３時間	４０時間
タイヤショベル	６１時間	１９時間
ダンプトラック	３６時間	１０時間

４　契 約 単 価

１時間あたり	作業員１名	円(内消費税及び地方消費税　　円)
	タイヤショベル1台（1.2㎥）	円(内消費税及び地方消費税　　円)
	ダンプトラック1台（10ｔ）	円(内消費税及び地方消費税　　円)

５　契約保証金　　免　　除

６　作 業 場 所　　仕様書のとおり

７　履 行 期 限　　契約締結日から令和９年３月３１日

８　その他の条件　　後記記載の条件による。

上記について、発注者と受注者との間に、次の条項により請負契約を締結する。

（契約の内容）

第１条　作業内容は仕様書のとおりとする。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者受注者協議のうえ、変更することができる。

第２条　本契約の予定数量は、発注者の都合により変更することができる。

第３条　契約単価は、変更することができない。ただし、経済界の急激な変動その他やむを得ないときは、発注者受注者協議のうえ、変更することができる。ただし、協議が成立しないときは、発注者の意志に従うものとする。

（履行期限）

第４条　作業は履行期限内に完了しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは発注者受注者協議のうえ、延期することができる。この場合、受注者は完成の遅延が予想されたときは、すみやかに発注者に協議を求めなければならない。

２　前項の協議は、文書をもって行なうものとする。

第５条　完成日は、発注者の指示により、受注者が履行を完了した旨発注者に届出た日とする。

第６条　受注者が、発注者の認める正当な理由なく完成を遅らせたときは、発注者は履行期限の翌日から起算して完成当日まで、発注者の指示した数量に契約単価を乗じた金額に対し、年３．００パーセントの割合で延滞料を徴収する。

（搬入費用）

第７条　作業場所への材料及び工具等の搬入に要するいっさいの費用は、発注者が負担する特約をした場合を除き、すべて受注者の負担とする。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠にかかる特許発明、実用新案または意匠の実施について責任を負うものとする。

（監督及び検査）
第 ９ 条　発注者は契約の履行について、発注者の指定する監督職員をもって、仕様書等の定めるところにより監督を行なう。
第１０条　履行の検査には、受注者は立ち会うものとする。
第１１条　受注者は、契約の履行が完了したときは、その旨を発注者に届け出なければならない。
２　発注者は、前項の届け出があったときは、その届け出があった日から１０日以内に作業の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
３　前項の検査について、発注者が通知したにもかかわらず受注者が立ち会わないときは、発注者は単独に検査を実施し、その結果を受注者に通告するものとする。このとき受注者は、発注者の検査の結果に対し、不服を述べることができない。
４　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合の再検査においては、第２項及び前項規定を準用する。
第１２条　受注者は、発注者の実施する監督及び検査に協力し、かつ、その必要な費用を負担する。
（一括再委託の禁止）
第１３条　受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
（事前承諾義務）
第１４条　受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
２　前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
３　第１項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
（履行体制の把握）
第１５条　受注者は、前条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行う場合など複数の段階で再委託が行われるときは、前条第２項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
（代金の支払及び遅延利息）
第１６条　受注者は、第１１条第２項の検査に合格し、当該月分履行済みのものについて、適法な手続きに従い翌月に一括代金を請求するものとする。ただし、発注者の承認を得た場合は月の途中で請求することができる。 なお、請求書には、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を含む）と表示する。
２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に代金を支払わなければならない。
第１７条　代金の支払における端数計算は、「国の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和２５年法律第６１号）」の定めるところによる。
第１８条　発注者の責めによるべき理由により、第１６条第２項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、延滞日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息に１００円未満の端数があるときはこれを切捨て、その金額が１００円未満であるときはその金額を切捨てるものとする。
（契約不適合責任）
第１９条　作業目的物にかしがあるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
２　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から１年以内に、これを行なわなければならない。
３　発注者は、作業目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）
第２０条　受注者の責めに帰すべき理由により、発注者が指示した履行期限内に履行が完了しない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込のあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。
２　前項の損害金の額は、不履行分の数量に契約単価を乗じた額につき、延滞日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額とする。
（契約の解除）
第２１条　次の各号の１に該当するときは、発注者は受注者に対し契約の全部又は一部を解除することができる。
一　契約締結に際し、受注者に不正があったとき。
二　受注者の責に帰する事由により、発注者において契約完了の見通しがたたないと認めたとき。
三　受注者もしくはその代理人または使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないとき。
四　受注者が第１０条に定める発注者の検査を拒否し、あるいは執行を妨げ、または不正が発見されたとき。
五　検査の結果、不合格であったため、第１１条第４項の措置を命じ、再び不合格であったとき。
六　受注者が解除を申し出たとき。
七　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
八　発注者の都合により、契約の解除を必要とするとき。
第２２条　契約の解除を申し込む場合は、文書をもってしなければならない。
２　発注者は、前条第１項第八号の事由に基づいて、契約期間に解除を必要とするときは、その３０日前までに受注者に通知しなければならない。
（違約金）
第２３条　発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第１８条第一号から第七号までの規定に該当するときは、解除部分に対する数量に契約単価を乗じた金額の１０分の１に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。ただし、同条第六号による受注者の解除の申し出が、発注者の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第２４条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定数量に契約単価を乗じた金額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定し

たとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは､各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう｡次号において同じ｡）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３．００パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第２５条　受注者は、この契約が第２１条第六号（発注者の責めに帰する事由による場合に限る。）または同条第八号により契約が解除された場合で、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内の日に文書により行わなければならない。

３　第１項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定める。

（その他）

第２６条　この契約において､定めのない事項及び発注者受注者間に紛争又は疑義を生じた事項については、その都度発注者受注者協議して定める。

第２７条　この契約に関する訴訟は、札幌地方裁判所を直轄裁判所として行うものとする。

上記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（発注者）

札幌市中央区北２条西１８丁目

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長　酒井　喜敏

小樽市港町５番２号

札幌市中央区北２条西１９丁目８番

札幌第４合同庁舎東館

小樽市港町５番２号

札幌市中央区大通西１２丁目

（受注者）